

自動化設備規則

自動化設備規則検査要領

自動化設備規則
自動化設備規則検査要領

2011 年 第 1 回 一部改正
2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 6 月 30 日 規則 第 23 号／達 第 38 号

2011 年 2 月 3 日 技術委員会 審議

2011 年 2 月 25 日 理事会 承認

2011 年 6 月 24 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

自動化設備規則

規
則

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 6 月 30 日 規則 第 23 号

2011 年 2 月 3 日 技術委員会 審議

2011 年 2 月 25 日 理事会 承認

2011 年 6 月 24 日 国土交通大臣 認可

2011 年 6 月 30 日 規則 第 23 号
自動化設備規則の一部を改正する規則

「自動化設備規則」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.3 浸水防止及び火災安全対策

1.3.1 を次のように改める。

1.3.1 浸水防止

-4. 海水吸入弁，夏期満載喫水線より下方にある船外吐出弁及び~~ビルジ排出装置に用いられる~~ビルジ吸引系統に使用される弁の操作装置は，船舶の満載状態において，弁の設置区画が浸水した場合に，当該装置の設置場所に到達して弁を操作するために要する時間が十分に確保できる位置に設置しなければならない。

附 則

1. この規則は，2011 年 6 月 30 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

自動化設備規則検査要領

要
領

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 6 月 30 日 達 第 38 号

2011 年 2 月 3 日 技術委員会 審議

2011 年 6 月 30 日 達 第 38 号
自動化設備規則検査要領の一部を改正する達

「自動化設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.3 浸水防止及び火災安全対策

1.3.1 として、次の 1 条を加える。

1.3.1 浸水防止

- 1. 規則 1.3.1-4.において、当該規定を満足することを示す検討書を提出すること。
- 2. 前-1.の検討書は、次の(1)から(3)に従い作成すること。
- (1) 機関室に浸入した海水が対象となる弁の操作位置まで到達する時間を想定し、規則 1.3.1-1.に規定する高液面警報が作動してから想定した時間が経過するまでに当該弁の操作が完了できることの評価を行うこと。
- (2) 機関室に浸入した海水が、対象となる弁の操作位置まで到達する時間は、機関室内にある最大直径の海水ライン及び関連する弁に破損が生じた場合を想定し算出すること。ただし、当該時間の算出が困難な場合にあっては、同時間を 10 分間として差し支えない。
- (3) 対象となる弁の操作を完了するために必要な時間は、船員が船内を移動する速度を 1.0m/sec とし、船橋から当該弁の操作位置までの距離を用いて算出すること。

附 則

- 1. この達は、2011 年 6 月 30 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。